

人権

■ 3月5日（土） 甲佐町人権教育講演会を開催します

甲佐町人権教育推進協議会（蔵田勇治会長）では、住民などと同和問題や人権問題に対する意識を持つことの大切さを伝えることを目的とした「平成27年度甲佐町人権教育講演会」を開催します。

● 差別のない明るい社会を目指して

すべての住民が心豊かに暮らすためには、お互いの人権を尊重し合い差別のない明るい社会を目指すことが重要です。

そのためには、特に同和問題を人権問題の柱としてとらえ、その完全解決を目指すとともに差別意識の解消に向けた取り組みを充実させる必要があります。

3月5日（土） 開催 甲佐町人権教育講演会



多くの皆様のご参加をお待ちしています

この講演会に参加して、人権問題を自らの問題としてとらえ、お互いの交流を深め、人権問題の解決について考えてみませんか。ぜひご近所お誘い合わせの上、ご参加ください。

● 開催日時

3月5日（土） 午前10時

※受付は、午前9時30分

● 会場

町生涯学習センター・ホール

● 講演会

・講師

松尾弘さん（元合志市地域人権教育指導員）

・演題

「これからの人権教育と私たちの役割」

● 共催

町、町教育委員会

● お問い合わせ先

甲佐町人権教育推進協議会
（町社会教育課内）

TEL 096・234・2447

（内線324）

✉ klg110@town.kosa.lg.jp

甲佐町人権教育推進協議会（町社会教育課内） TEL 096-234-2447（内線 324） ✉ klg110@town.kosa.lg.jp

国民健康保険

後期高齢者医療制度の 障害認定について



詳しくは町住民生活課へお問い合わせください

■ 65歳から後期高齢者医療制度 に加入できる障害認定

後期高齢者医療制度の被保険者は75歳以上の人が対象ですが、65歳以上75歳未満の一定の障がいのある人も申請により認定（障害認定）を受けることで、後期高齢者医療制度に加入することができます。

現在加入している医療保険と後期高齢者医療保険のどちらに加入するかは、本人の意思で選択することができ、障害認定の申請は74歳までであればいつでも撤回できます。

● 対象者

・身体障害者手帳（1～3級）の交付を受けている人

・身体障害者手帳（4級）の交付を受けている人で、次の①・②のいずれかに該当する人

① 音声機能または言語機能の障がいに該当する人

② 下肢障がいの1・3号または4号に該当する人

・精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている人

・療育手帳（A1、A2）の交付を受けている人

・障害年金（1・2級）の受給資格がある人

● 申請に必要なもの

・現在加入中の健康保険被保険者証

・障がいの状態が確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、年金証書など）

・印かん

後期高齢者医療制度の医療機関での窓口負担の割合は、1割（現役並み所得者は3割）で、納める保険料は本人および世帯主などの所得により計算されます。現在加入している健康保険に比べ、医療機関での窓口負担や保険料が安くなる場合もあります。

詳しくは、町住民生活課へお問い合わせください。

町住民生活課 TEL 096-234-1113（内線 106） ✉ klg204@town.kosa.lg.jp

国民年金

国民年金保険料の納付は口座振替が便利です



保険料の納め忘れにご注意ください

国民年金保険料の納付に口座振替をご利用いただくと、指定された口座から自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなく便利です。

また、口座振替には当月分保険料を当月末に振替納付することにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引率が多い6か月前納・1年前納・2年前納もあります。大変お得ですので、ぜひご利用下さい。

●国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間国民年金保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

保険料の納め忘れなどにより、

納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることで、受け取り額を満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（昭和40年4月1日以前に生まれた人に限ります）。

また、海外に在住する日本国籍を持つ人も、国民年金に任意加入することができます。

●任意加入の申し出方法について

年金手帳または基礎年金番号が分かるもの、認め印（口座振替を希望する場合は通帳、金融機関届出印）を持参の上、町住民生活課または熊本東年金事務所にお申し出ください。

▼お問い合わせ先

・町住民生活課

☎ 096-234-1113

（内線104）

✉ klg106@town.kosa.lg.jp

・熊本東年金事務所

☎ 096-367-2503

町住民生活課 ☎ 096-234-1113（内線104） ✉ klg106@town.kosa.lg.jp

男女共同参画

■男女格差を図る「ジェンダー・ギャップ指数」

昨年11月、世界経済フォーラムが、各国における男女格差を図る「ジェンダー・ギャップ指数」を公表しました。

この指数は、経済、教育、政治、保健の4分野のデータから作成され、0が完全平等、1が完全平等を意味しています。

●男女格差については後進国の日本

2015年の日本の順位は145か国中101位でした。昨年に比べると3つ順位が上昇したものの、ジェンダー・ギャップに関してはまだまだ後進国だと言えます。分野別に見てみると、経済、教育、保健の3項目については、

日本と世界で比べる男女格差の状況

順位	国名	値	順位	国名	値
1	アイスランド	0.881	18	英国	0.758
2	ノルウェー	0.850			
3	フィンランド	0.850	28	米国	0.740
4	スウェーデン	0.823			
5	アイルランド	0.807	91	中国	0.682
11	ドイツ	0.779	101	日本	0.670
15	フランス	0.761	115	韓国	0.651

公表されたジェンダー・ギャップ指数2015

ほぼ平均的な数値ですが、政治参画は平均を大きく下回っていることが現状です。

このような状況を踏まえ、政府は2020年までに社会のあらゆる分野において、指導的地位（管理職など）に占める女性の割合を少なくとも30%にすることを目標に掲げています。

●女性が活躍できる社会を目指そう

本町を見てみると、地方自治法（第202条の3）に基づく審議会などの女性登用率は8.5%、同法（第108条の5）に基づく委員会などは6.3%に留まっています（平成27年4月1日現在調べ）。女性の登用・活躍のためには、制度の整備だけでなく意識の改革も欠かせません。

女性が一步を踏み出すために、平成26年に嘉島町で開催された講演会で、講師の中嶋玲子さんは「名前が挙がるのは、できると期待されることです。『私でよければがんばります』と引き受け、『何も分かりませんががんばります』ではなく、『慣れていませう』と、がんばる女性の後押しをしています。

町総務課 ☎ 096-234-1140（内線222） ✉ klg202@town.kosa.lg.jp